

2020年11月19日

茨城県議会 御中  
茨城県議会議長 殿

## 要 望 書

いばらき原発県民投票の会  
共同代表 鶴沢 恵一

本年第二回定例会にて、本会より提出した「東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について」が審議されました。その審議の過程において、「原子力問題の議論の活性化、勉強会や検討会」、「論点の整理を早急に進めて、活発な議論を進めなければならない」などの発言がありました。また、「住民の声を聞くということが大変重大」「多くの県民から意思表示の機会を望んでいることが示されたことは大変重く受けとめ」「県民の皆様の声に耳を傾け、練られた民意を得るための最良の手段について議会の中で議論する」との発言もありました。

東海第二原発ではご存じのとおり、安全対策工事が進められており、2022年12月には工事終了予定とされており、早ければ2023年初頭にも茨城県は東海第二原発の再稼働判断を求められることとなります。

東海第二原発の問題は「県政運営上重要な」問題であり、安全対策工事も進められている状況から、県が即応できる体制が求められます。また、茨城県議会ホームページでは、「予算及び決算特別委員会以外の特別委員会は、県政運営上重要または緊急の問題がある場合、必要に応じ設置されております」とあります。

以上の状況から私たちは、早急に「東海第二原発再稼働問題調査特別委員会」を設置され、東海第二原発の再稼働の可否にかかる県民の意思表示の方法について、および、県民が意思表示する際の情報提供の内容について検討されますよう、強く要望いたします。

以上

<参考資料:令和2年6月県議会での発言>

・6月23日本会議・少数意見報告/中村はやと議員

「県民投票に向けての活動を広げることによって、茨城県民全体でこの問題を考えようと、地方自治法の規定に正式に基づいて知事に直接請求された本条例案は、住民自治の観点から、茨城県議会として重く受けとめるべきであり、また、東海第二発電所の再稼働は、県民一人一人の命と生活に直結する問題であることから、県民の声を聞く方法の一つとして、本条例案に基づく県民投票を実施し、その民意が本県の政策決定に参酌されるべきであります。今回の署名活動により集まった8万 6,703 名の皆様の署名簿は、茨城県議会にとっても、また、茨城県の未来にとっても余りにも重く、絶対に無視してはなりません。県民投票条例制定に対し賛成し、また、いずれの採決の結果としても、この機会に茨城県議会内での原子力発電所に対する議論の活性化、ひいては勉強会や検討会を超党派で行っていくべきであります」

・6月19日予算特別委員会・下路健次郎議員

「県民の意見を聞く、そう言えば聞こえはいいと思います。でも、そうは言っても、知事自身が県民に対して原子力の何を聞きたいのか、全く明確になっていないのが多分現状だと思えます。もっと言えば、私たち議会と執行部がこの問題をまだまだ議論しきれていないのだと、そういうふう感じております。だから、これから県民に何を聞きたいのかを、私たちは、私たちの立場において議論しなければならないし、この問題で、何を、どの部分を議論すべきなのか、その論点の整理を早急に進めて、活発な議論を進めなければいけないと私は思っております」

・6月23日本会議/防災環境産業委員会委員長報告・下路健次郎議員

「また、本委員会としては、今回の県民からの直接請求を重く受けとめ、住民の声を聞くということが大変重大であるということを共通認識として確認した上で、今後、原子力発電所の再稼働問題について、一層の責任感を持って議論を深めるとともに、県民に対し、適切な情報提供を行っていく必要があることを強く申し添えておきたいと思えます。」

・6月23日本会議・飯塚秋男議員

「多くの県民から、東海第二発電所に関し、意思表示の機会を望んでいることが示されたことは大変重く受けとめております。我々としまでも、安全性等の情報提供を知事に求めつつ、県民の皆様の声に耳を傾け、熟慮を重ねた上で、練られた民意を得るための最良の手段について、議会の中で、より活発に議論してまいる所存であります。」